

町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

町田市障がい者施策推進協議会条例（平成２２年１０月町田市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「第８８条第７項」を「第８８条第８項」に改める。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

町田市障がい者施策推進協議会条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(所掌事務) 第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)<u>第 88 条第 8 項</u>に規定する事項 2 略	(所掌事務) 第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)<u>第 88 条第 7 項</u>に規定する事項 2 略

